

介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)Q&A

平成29年2月17日配布 (浜松市)

I 指定事業者による訪問型(通所型)サービス		
No.	質問	回答
サービス提供	Q1 介護予防訪問サービス(現行相当の訪問型サービス)と生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)のどちらを利用するのか、どのように判断すべきか。	利用者のニーズ、身体介護を伴うサービスや専門職員によるサービス提供の必要性を考慮し、地域包括支援センター又は委託を受けた指定居宅介護支援事業所によるアセスメントにより決定することになる。 なお、利用者に対しては、介護予防訪問サービス(現行相当の訪問型サービス)と生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)のサービス内容並びに人員基準及び介護報酬の違いについて、分かりやすく説明し、適切にニーズを把握すること。
	Q2 介護予防訪問サービス(現行相当の訪問型サービス)のサービス内容は、介護予防訪問介護の内容と同じと考えてよいか。	よい。具体的なサービス内容は「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(H12.3.17老計第10号)」の「1 身体介護」及び「2 生活援助」を参考にさせていただきたい。なお、要介護者に対する訪問介護ではできないとされている大掃除や家具の移動などについては、介護予防訪問サービスにおいても行うことはできない。
	Q3 生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)のサービス内容は、どのようなものか。	具体的なサービス内容は「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(H12.3.17老計第10号)」の「2 生活援助」を参考にさせていただきたい。なお、要介護者に対する訪問介護ではできないとされている大掃除や家具の移動などについては、介護予防訪問サービスにおいても行うことはできない。
	Q4 訪問型(通所型)サービスにおいて、1回当りのサービス提供時間に定めはあるのか。	基本報酬は月額報酬であり、サービス提供時間による区分はない。 1回当りのサービス提供時間については、ケアプランにおいて設定された目標の達成状況に応じて必要な量を、訪問型(通所型)サービス事業者が個別サービス計画に位置づけること。
	Q5 訪問型サービスにおいて、サービスの提供回数はどうに決めるのか。	具体的なサービスの提供回数については、利用者のケアプランにより必要とされた回数に基づき、サービス提供事業者が、利用者の状況やサービス内容等に応じて適切に判断し、決定することになる。
	Q6 介護予防訪問サービス(現行相当の訪問型サービス)と生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)を併用し、それぞれを週1回ずつ利用することは可能か。	介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスは、いずれかを選択してサービスを利用することになる。
指定基準(人員)	Q7 指定訪問介護事業所が生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)の指定も併せて受けており、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が生活支援訪問サービスの訪問サービス責任者を兼務している場合、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」の違反となるのではないか。	同一事業所で一体的に事業を運営している場合には、生活支援訪問サービスの訪問サービス責任者として兼務することは差し支えない。また、人員に余力がある場合に限り、生活支援訪問サービスに従事した時間を指定訪問介護に従事した時間に参入しても差し支えない。
	Q8 生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)において、市が定める研修は介護福祉士等も受講する必要があるのか。	必要ない。
	Q9 生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)において市が定める研修は、自らの法人で行わなければならないのか。	自らの法人で研修することが困難な場合は、他の事業者が行なう研修を受講させることも想定している。 他の事業者が行う研修を受講させる場合には、その研修内容等が市の定める内容等にあっているかをカリキュラム等で自ら確認していただく必要がある。
	Q10 他の事業者の運営する生活支援訪問サービス事業所の訪問サービス従業者として勤務していた者を採用した場合、研修を実施しなくてもよいのか。	経験年数等を考慮し、一部の省略しても差し支えないが、当該事業所の訪問サービス従業者として必要な内容の研修を実施すること。
	Q11 生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)において市が定める研修の講師を看護師が行うことは可能か。	研修の講師は、介護に関する知識を有する者として介護支援専門員及び介護福祉士を想定しているが、講習内容に応じて、看護師や保健師などの専門職員を活用し、より効果的な研修の実施が可能である場合には、看護師や保健師などを講師としてもよい。

運営規程	Q12	現行相当の訪問型(通所型)サービスを提供する場合、介護予防訪問介護(通所介護)の運営規程、重要事項説明書、契約書は変更する必要があるのか。	現在使用している運営規程、重要事項説明書、契約書の内容が新総合事業に対応していないようであれば、内容の変更や契約の結び直しなど適切に対応すること。 運営規程及び重要事項説明書については、少なくとも、サービス名、事業対象者の報酬、介護予防通所サービス(現行相当の通所型サービス)の要支援2の報酬などについて修正が必要になると考える。 なお、運営規程の内容を変更した場合は、介護保険課への届出が必要であるが、新総合事業の開始に伴うサービス種別等の変更(介護予防訪問介護一介護予防訪問サービス)のみである場合については届出は不要とする。
	Q13	生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)の運営規程等は単独で作成する必要があるのか。	訪問介護や現行相当の訪問型サービスと一体的に作成しても構わない。市が示す雛形は、単独で作成したものを提示している。
個別サービス計画	Q14	新総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護(通所介護)を受けていた利用者が現行相当の訪問型(通所型)サービスを受けることになった場合、個別サービス計画を変更する必要があるのか。	個別サービス計画に記載された目標及びサービス内容等に変更がない場合には、必ずしも個別サービス計画を変更する必要はない。
	Q15	介護予防訪問サービス(現行相当の訪問型サービス)を受けていた利用者が、同一事業所が行う生活支援訪問サービス(緩和した基準による訪問型サービス)に変更した場合、個別サービス計画を作成し直す必要があるか。	原則として新たに個別サービス計画を作成するものと考えているが、介護予防訪問サービスで行っていたサービス内容等と生活支援訪問サービスで行うサービス内容等に変更がない場合は、必ずしも作成し直す必要はない。
	Q16	個別サービス計画書は、現在の介護予防訪問介護(介護予防通所介護)における様式を使用しても差し支えないか。	個別サービス計画の様式については定めがないため、既存のものを流用していただいても構わない。なお、個別サービス計画書には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載すること。
その他	Q17	指定居宅サービス等と同様に、実地指導を行うのか。	指定居宅サービス等と同様に実施を予定している。なお、訪問介護(通所介護)と一体的に実施している事業所については、同日に実施する予定。
	Q18	生活保護受給者が指定事業者による訪問型(通所型)サービスを利用する場合は介護扶助の対象になるのか。	対象になる。
	Q19	指定事業者による訪問型(通所型)サービスは、社会福祉法人等による利用者負担限度額軽減制度(いわゆる社福減免)の対象になるのか。	現行相当の訪問型(通所型)サービスは対象であるが、緩和した基準による訪問型サービスは対象外になる。